

## 国民健康保険料

6月中旬に保険料通知書を郵送します。支払い方法や保険料の計算方法、減額など詳しくは、[千葉市 国民健康保険料](#)

### 納付義務者

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主本人が国民健康保険の加入者ではない場合も、世帯内に加入者がいるときは、世帯主宛てに通知書を送付します。

### 納付書による支払い

**支払方法** 通知書と併せて納付書を郵送しますので、金融機関またはコンビニエンスストアなどでお支払いください。コンビニエンスストアを利用する場合は、領収証書とレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。スマートフォン決済での支払いも可能です。利用できるアプリなど詳しくは、

[千葉市 国民健康保険料 スマートフォン決済](#)

**納期限** 6月～来年3月の各月末日（年10回）

### 口座振替による支払い

納期限の日（年10回）に指定の口座から引き落とされます。

**申込方法** ・ホームページ（**右記** コード）から  
・通知書に同封の口座振替依頼書を郵送  
・区役所市民総合窓口課または市民センターで直接（キャッシュカードを持参してください）



### 口座振替キャンペーンを実施しています

4月1日(月)～12月31日(火)に口座振替の申し込みをした方の中から、抽選で180人にクオカード（1,000円分）、20人に千葉市特産品（5,000円相当分）が当たります（自動エントリー）。

詳しくは、[千葉市 国民健康保険料 キャンペーン](#)

### 年金からの天引きによる支払い

年6回、年金受給日に天引きされます。

### 区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2131 FAX221-2680 花見川 ☎275-6255 FAX275-6371 稲毛 ☎284-6119 FAX284-6190  
若葉 ☎233-8131 FAX233-8164 緑 ☎292-8119 FAX292-8160 美浜 ☎270-3131 FAX270-3196

### 国民健康保険料の改定と計算方法

国民健康保険は保険料と公費で賄われています。被保険者数や給付費の見込みなどから、保険料を【下表】のとおり決定しました。保険料は医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計金額です（それぞれ上限あり＝賦課限度額）。

区分	国民健康保険料（年額）		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
対象となる被保険者	すべての方		40～64歳の方
所得割額（被保険者ごと）	(所得－43万円) ×6.95%	(所得－43万円) ×2.9%	(所得－43万円) ×2.36%
被保険者均等割額（1人あたり）	20,640円	8,400円	10,680円
世帯別平等割額（1世帯あたり）	24,840円	10,080円	8,040円
賦課限度額	65万円	24万円	17万円

### 所得に応じた保険料の減額

前年中の世帯総所得金額が基準額以下の世帯は、その所得に応じて被保険者均等割額、世帯別平等割額を7割・5割・2割減額します。減額の適用を受けるためには、19歳以上の世帯員全員が所得の申告（所得がない方を含む）をしている必要があります。

### 就学前児の保険料の減額

就学前児の保険料について、被保険者均等割額を5割減額します。

### 産前産後期間相当分の保険料の減額（要申請）

2月1日以降に妊娠85日以上分娩をした方の保険料のうち、所得割額と被保険者均等割額について、産前産後期間相当分を減額します。

## 動物を理解し正しく飼いましょう

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。動物を理解し、正しい飼い方としつけについて考えましょう。

### 動物を正しく飼うための8つのポイント

- ①ペットとして本当に飼えるか、飼う前にしっかりと考えましょう。迎え入れたらペットが生涯を全うするまで愛情と責任を持って飼いましょう。
- ②危険な動物（特定動物）は愛玩目的では飼うことができません。
- ③マイクロチップの装着された犬や猫を家族に迎え入れたら、必ずマイクロチップ情報を変更しましょう。
- ④適正に飼育できる頭数で飼いましょう。多頭飼育崩壊が問題となっています。繁殖を望まない場合、必ず不妊去勢手術をしましょう。
- ⑤動物の種類・発育状況に応じたエサや水を与え、適度な運動をさせるなど健康管理を行いましょう。
- ⑥排泄物は責任を持って片付けましょう。
- ⑦ペットがいなくなったときは、責任を持って探しましょう。動物保護指導センターや最寄りの警察署で保護していることもありますので、すぐにお問い合わせください。
- ⑧災害が発生したときのために、日頃から準備をしましょう。ペットと一緒に避難（同行避難）するときに備え、日頃からしつけをし、ペットの防災グッズも用意しましょう。



### 犬の飼い主の方へ

- ・犬は必ず登録し、毎年度1回、狂犬病予防注射を受けさせてください。また、発行された鑑札・予防注射済票は首輪などに必ず装着してください。
- ・鳴き声で近隣に迷惑がからないようにしましょう。ほえる原因を突き止め、対処することが大切です。
- ・散歩中は、リードで確実に犬を制御してください。家でトイレをするようトレーニングし、屋外でしてしまった場合、ふんは持ち帰る、尿はたくさんの水で洗い流すなど、適切に処理しましょう。また、マナーベルトの着用やペットシーツを携帯してください。
- ・放し飼いは条例で禁止されています。犬が逃げて人をかみ、けがを負わせるなどの事故につながり非常に危険です。
- ・犬が人をかんでしまったら、届け出が必要です。動物保護指導センターにご連絡ください。



### 猫の飼い主の方へ

- ・猫は室内で飼いましょう。屋外で飼うと、交通事故やほかの猫との接触による病気のリスクがあるほか、他人の敷地で排泄したりごみを荒らすなど、近隣に迷惑をかけることがあります。
- ・キャットタワーなどを設置し、上下運動ができるように工夫しましょう。



☎動物保護指導センター ☎258-7817 FAX258-7818

特に記載がない場合、対象は市内在住・在勤・在学の方、1日から申し込み受け付け、応募多数の場合抽選、料金は無料。